

下水道施設P C B含有機器調査業務

仕様書

大津市企業局

下水道事業部水再生センター

1. 業務名

下水道施設 P C B 含有機器調査業務

2. 業務目的

本業務は、大津市企業局水再生センターの所管する施設において、低濃度 P C B 含有機器の有無を調査し、報告書にまとめることを目的とする。

3. 一般事項

- (1) 『P C B 調査士』の資格を有する者を現場責任者として配置すること。現場責任者は受注者と直接雇用関係のある者とする。
- (2) 本業務全体の管理責任を担う管理技術者を配置すること。管理技術者は受注者と直接雇用関係のある者とする。
- (3) 本業務は一般社団法人日本 P C B 全量廃棄促進協会の正会員企業が実施すること。
- (4) 報告書は、一般社団法人日本 P C B 全量廃棄促進協会の認証を得ること。
- (5) 令和 7 年 1 0 月 1 0 日までに中間報告を行うこと。
- (6) 「低濃度 P C B に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（環境省、経済産業省）」等の国の示すガイドラインを遵守すること。
- (7) P C B 濃度分析は、本業務の対象外とする。
- (8) 高圧受電設備は調査対象外とする。
- (9) 平成 6 年以降の製造の機器は調査対象外とする。
- (10) 昇降機は調査場所に存在しない。
- (11) 調査対象外の機器でも、P C B 含有のおそれのある機器（照明器具等）を発見したときは、発注者に速やかに連絡すること。
- (12) 本仕様に明記なき事項又は疑義が生じた場合は発注者と協議を行うものとする。

4. 調査場所

調査場所は、次表の 6 施設とする。場所の詳細は位置図による。

No.	名称	所在地
1	水再生センター	大津市由美浜
2	下阪本第 2 中継ポンプ場	大津市下阪本六丁目
3	唐崎中継ポンプ場	大津市唐崎二丁目
4	石山第 1 中継ポンプ場	大津市石山寺三丁目
5	大江中継ポンプ場	大津市大江三丁目
6	田上第 2 中継ポンプ場	大津市里三丁目

5. 対象機器

「4. 調査場所」の敷地内に設置されている全ての機器

6. 委託期間

契約締結日から令和7年12月25日まで

7. 業務内容

- (1) 現地確認を行い、低濃度PCB含有のおそれのある機器について調査し、詳細を取り纏めた報告書を提出すること。なお、高濃度PCB含有機器は調査対象としていないが、そのおそれのあるものを発見したときは、速やかに発注者に連絡すること。
- (2) 調査対象機器の設置箇所、製造業者名、型式及び製造番号、製造年月日、PCB含有の判定、その他必要な情報（定格容量等）を明記した一覧表を作成すること。また、必要に応じてメーカーへの照会調査を行い、PCBの有無についてメーカーが発行する証明書等を徴収し、根拠資料として整理すること。
- (3) PCB含有の判定の表示については、一般社団法人日本PCB全量廃棄促進協会の指定する方法によること。
- (4) 調査の実施に先立ち、作業工程を発注者及び設備維持管理会社と調整のうえ、調査方法及び調査日程を決定するものとする。高所に設置されている機器については、必要に応じて足場を設けるなど、安全対策については十分留意すること。
- (5) 施設内での作業にあたっては、周辺機器や建屋への汚損、毀損等がないよう十分に配慮し、必要な養生を施すこと。特に、調査対象機器から油状の漏洩が確認された場合は、ばく露防止、飛散防止などの厳重な措置を講じること。また、使用した養生資材等でPCBが付着した疑いのあるものは、PCB汚染物として保管するものとし、保管場所については、発注者と協議すること。
- (6) 受注者の過失によって、施設内の設備、備品等に汚損、毀損等が生じた場合は、受注者の負担で速やかに原状復旧を行うこと。
- (7) 下水道施設内は、汚水からの有害な気体（硫化水素等）が発生しているおそれがある。濃度測定、換気、休憩等の安全管理に努めること。
- (8) 本業務に必要な工具及び機材、応急措置設備に係る費用は受注者の負担とする。
- (9) 本業務の実施にあたり、関係官庁へ必要な届出がある場合は受注者の負担で速やかに届出を行うこと。
- (10) 調査報告書は、一般社団法人PCB全量廃棄促進協会の認証を受けること。調査対象機器の設置状況及び構成部品の位置関係が分かる写真、「7. 業務内容（2）」の一覧表、PCB含有の判別根拠となる資料を添付すること。なお、報告書は紙媒体でA4サイズのファイルに綴じたものを1部、電子データをCD又はDVDで1部提出すること。

8. 中間報告

令和7年10月10日までに、中間報告を行うこと。PCB含有のおそれのある機器の一覧を中間報告とする。中間報告は、製造者への問合せ結果が完全に反映されていなくても可とするが、現地調査をひととおり終わらせた結果を反映すること。

9. 提出書類等

図書名	規格	部数	内容・備考
着手届	A4	1	
管理技術者届	A4	1	受注者と直接雇用関係にあることを証する書面の写しを添付
現場責任者届	A4	1	受注者と直接雇用関係にあることを証する書面の写し、資格証の写しを添付
作業工程表	A4	1	
中間報告書	A4	1	8. 中間報告による
調査報告書	A4	1	7. 業務内容（10）による
完了届	A4	1	
その他			必要に応じて発注者と協議

10. 関係法令等

本業務の履行に際しては、関係法令等を遵守して安全かつ適正に行うこと。関係法令としては次のものを含み、これに基づく政令、省令、手引き、ガイドライン等も遵守の対象とする。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・労働安全衛生法
- ・電気事業法

11. 不当介入に関する通報制度の徹底

（１）受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

（２）受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第１号）により所轄警察署に届け出るとともに、発注者に報告するものとする。

また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

（３）受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

不当介入 不当要求
業務妨害 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
大津市公営企業管理者 様 (報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
受注者	所在地	(本社)	電話 () FAX () —
		(現場事務所)	電話 () FAX () —
	名称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者等	(通報者の職・氏名)	電話 () —
		(対応者) 所属会社名	電話 () —
		氏 名	
		役 職	
不当介入の 行為者	住 所	電話 () FAX () —	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 () FAX () —	—
工 事 件 名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無	
	(通報先警察署)	滋賀県 警察署	課
	(通 報 日 時)	令和 年 月 日 時 分頃	

注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受注者（元請負人）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。